

ひとり親家庭の しおり

親子を、みんなで応援します。



横浜市健康福祉局ホームページ
横浜市こども青少年局ホームページ

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/>
<http://www.city.yokohama.lg.jp/kodomo/>

相談一般



福祉・保健サービスの相談

区・福祉保健センター

くらしのこと、子どものこと、経済的な問題等について、ケースワーカーと保健師が総合的に相談に応じています。

民生委員・児童委員

区・福祉保健センター福祉保健課

おすまいの地域の民生委員・児童委員および主任児童委員が、生活上の悩みや子どもの問題について相談に応じています。

母子寡婦福祉会

横浜市母子寡婦福祉会

横浜市母子寡婦福祉会は、市内の母子家庭や寡婦の方の交流と福祉の向上を図るための自主的な団体です。仕事や日常生活のことについて、相談に応じています。

●相談電話番号 ☎663-4188

電話相談（平日、9:00～20:30）および女性弁護士による養育費の取り決めなどの無料法律相談（月3回、13:30～16:40（予約制））も行っています。

その他の相談機関等

- 各区広報相談係
- 市民局市民相談室 ☎671-2306
- 男女共同参画センター横浜「心とからだ生き方の電話相談」 ☎871-8080

手当



児童扶養手当

区・福祉保健センターこども家庭（障害）支援課

ひとり親家庭等の方に支給されます。支給期間は児童が18歳になった後の最初の3月（中程度以上の障害がある場合は20歳到達）までです。ただし、公的年金を受けられるときなどは支給されません。（所得制限があります。）

児童手当

こども青少年局こども家庭課 ☎641-8411
区・福祉保健センターこども家庭（障害）支援課

中学校修了までの児童を養育している方に支給されます。（所得により、支給額が異なります。）

くらし のこと



生活保護

区・福祉保健センター保護課

病気などのため、生活費や医療費などに困り、ほかに方法がないときは、生活保護が受けられる場合があります。

家庭生活支援員派遣

●子ども青少年局子ども家庭課
☎681-0915

家族の病気や本人の通学・仕事、離婚して間もないなどで、一時的に家事・育児等にお困りの母子家庭・父子家庭・寡婦の方が利用できます。家庭生活支援員が日常生活のお手伝いをします。一事由につき、原則月10日まで。

母子寡婦福祉資金

区・福祉保健センター

母子家庭や寡婦の方に、その経済的自立や子どもの福祉を図るため、「修学資金」等各種資金を、低利または無利子でお貸しします。ただし、日本学生支援機構奨学金・神奈川県高等学校奨学金等を借りられる方は、対象となりません。

生活福祉資金

区・社会福祉協議会

収入が少ない世帯の方に、生活の安定や経済的自立を図るため、目的に応じた資金をお貸しします。ただし、他からの資金(母子寡婦福祉資金を含む)を借りられる方は、対象となりません。

奨学金

日本学生支援機構・県教育委員会または学校

- 日本学生支援機構の奨学金
<http://www.jasso.go.jp/>
 - ・奨学金の申込みについて
→在学する学校
 - ・奨学金の返還について
→奨学金返還相談センター
☎0570-03-7240 (ナビダイヤル・全国共通)

高等学校奨学金は、

- 神奈川県教育委員会教育局総務部学校経理課
または各学校
☎210-8251

日本学生支援機構では、大学生等(進学予定者も申込可能)で、優れた資質を有し、経済的な理由により修学困難な方に奨学金をお貸しします。

また、神奈川県では同様に、高校生等に対して高等学校奨学金をお貸しします。



●各制度の主な問い合わせ先は、裏表紙をご覧ください。

就学援助

教育委員会学事支援課または学校

- 教育委員会学事支援課 ☎671-3270

子どもを小・中・中等教育（前期）学校（市内の私立や市内外の国立・県立学校等含む）へ就学させるのに経済的な理由でお困りの方に、学用品費、修学旅行費、給食費などを支給します。

横浜市奨学金

教育委員会高校教育課または学校

- 教育委員会高校教育課 ☎671-3272

高校生で、学業・品行等が優れ、学費にお困りの方に、「高校奨学金」を支給します。（募集は年1回です。）

高校受験料等減免・一部補助

教育委員会・県庁または学校

- （市立高校）横浜市教育委員会高校教育課 ☎671-3272
- （県立高校）神奈川県教育委員会教育局総務部学校経理課 ☎210-8113
- （私立高校等）神奈川県県民局くらし文化部学事振興課 ☎210-3793

経済的な理由で支払いが困難な方に対し、市内公立高校の受験料、入学科、授業料（徴収対象者のみ）の減免制度があります。

また、県内の私立高校等に就学した場合、市民税所得割額が一定未満の家庭は、学校から入学金や授業料の軽減が受けられます。

さらに、国の高等学校等就学支援金制度も併せて利用できます。

※国の高等学校等就学支援金制度

私立高校等に通う生徒について、国の費用により授業料の一部が軽減される制度。保護者の所得に応じて支給額が加算される場合があります。

バス・地下鉄等の特別乗車券

区・福祉保健センターこども家庭（障害）支援課
港南区・戸塚区・瀬谷区は高齢・障害支援課
（福祉保健相談係）

児童扶養手当受給世帯・母子生活支援施設入所世帯の方等に、市営バス・民営バス（市外の停留所で乗車し、かつ降車する場合を除く）・市営地下鉄・シーサイドラインの無料乗車券が交付されます。ただし、同一世帯の方が既に特別乗車券の交付を受けている場合は、交付されません。

JR通勤定期券割引

JRの窓口

- 水道局お客さまサービスセンター ☎847-6262

児童扶養手当受給世帯・生活保護世帯の方の通勤定期代が3割引になります。

※区・福祉保健センターで証明書を発行します。（証明用の写真が必要です。）

水道料金等の減免

はちよんぷな

- 水道局お客さまサービスセンター ☎847-6262

ひとり親家庭等医療費助成を受けている世帯は、水道料金・下水道使用料のうち、基本料金相当額の減免が受けられます。

粗大ごみ処理手数料の減免

- 各区粗大ごみ受付センター

ひとり親家庭等医療費助成を受けている世帯は、粗大ごみの処理手数料が年間4個まで減免になります。（※年間＝4月～翌年3月）

ニュー福祉定期預金

金融機関

児童扶養手当等の支給を受けている方がご利用になれます。定期預金の利率に一定の利率が加算されます。なお、取り扱っていない金融機関があります。詳細については各金融機関に直接お問い合わせください。

子ども のこと



保育所

区・福祉保健センターこども家庭（障害）支援課

保護者の方が仕事などのため、日中家庭で子どもの保育をすることができないとき、入所を申し込みます。対象は就学前の乳幼児です。

放課後キッズクラブ

区・地域振興課

小学校施設を活用して、「遊びの場」と「生活の場」を兼ね備えた、安全で快適な放課後の居場所を提供します。（実施82か所）
対象は小学校1～6年生の児童です。

はまっ子ふれあいスクール

●こども青少年局放課後児童育成課
☎671-3587

放課後に小学校施設を活用して、遊びを通じた異年齢児間の交流を図ります。
対象は小学校1～6年生の児童です。

放課後児童クラブ

区・地域振興課

保護者の方が仕事などのため、放課後家庭にいない児童の居場所を提供します。対象は原則として小学校1～3年生の児童です。

横浜子育てサポートシステム

●横浜市社会福祉協議会 ☎201-2062

登録をした会員同士が、会員相互の信頼関係のもとに子どもの預け、預かりを行うシステムです。冠婚葬祭、就業、自分の時間を持ちたい場合等に利用できます。生後57日以上～小学校6年生の子どもが対象です。

児童相談所

●中央児童相談所
南区浦舟町3-44-2 ☎260-6510 FAX262-4155
（担当区）神奈川、鶴見、中、西、南

●西部児童相談所
保土ヶ谷区川辺町5-10 ☎331-5471 FAX333-6082
（担当区）旭、泉、瀬谷、保土ヶ谷

●南部児童相談所
磯子区洋光台3-18-29 ☎831-4735 FAX833-9828
（担当区）磯子、金沢、港南、栄、戸塚

●北部児童相談所
都筑区茅ヶ崎中央32-1 ☎948-2441 FAX948-2452
（担当区）青葉、港北、都筑、緑

☎電話児童相談室 ☎260-4152 ☎よこはま子ども虐待ホットライン ☎0120-805-240（24時間受付）

青少年相談センター

●青少年相談センター
南区浦舟町3-44-2 4階 ☎260-6615 FAX262-4156

ひきこもり・不登校など、青少年に関するさまざまな問題について、電話相談・来所継続相談・家庭訪問・グループ活動等を行っています。

関係機関

子どもや家庭に関わる総合相談 ●子ども・家庭支援相談（各区福祉保健センター内）
子どもの教育相談（電話相談） ●教育総合相談センター
☎671-3726~8 ☎671-3796（幼児相談専用）
フリーダイヤル0120-671-388（いじめ110番24時間受付）

医療費 年金



ひとり親家庭等医療費助成

区・福祉保健センター保険年金課保険係

ひとり親家庭等の方が医療機関で受診したときに、窓口で支払う保険診療の自己負担額を助成します。ただし、生活保護など他の医療費助成を受けている方は除きます。（所得制限があります。）

小児医療費助成

区・福祉保健センター保険年金課保険係

健康保険に加入しているお子さんが医療機関で受診したときに、窓口で支払う保険診療の自己負担額を助成します。（1歳児以上には所得制限があります。）

●通院の医療費→

小学校就学前のお子さんまでが対象
（平成24年10月から小学1年生まで拡大します。）

●入院の医療費→

中学卒業までのお子さんが対象

遺族基礎年金

区・福祉保健センター保険年金課国民年金係

- 港北年金事務所 ☎546-8888 FAX546-8881
（管轄区）青葉、港北、都筑、緑
- 鶴見年金事務所 ☎521-2641 FAX504-5600
（管轄区）神奈川、鶴見
- 横浜西年金事務所 ☎820-6655 FAX825-4381
（管轄区）旭、泉、栄、瀬谷、戸塚、保土ケ谷
- 横浜中年金事務所 ☎641-7501 FAX641-7578
（管轄区）中、西
- 横浜南年金事務所 ☎742-5511 FAX714-7250
（管轄区）磯子、金沢、港南、南

国民年金の被保険者等で一定の保険料納付期間のある方（免除期間等を含む）等が死亡したとき、その方に生計を維持されていた子のいる妻、または子に、子が18歳になった年度末まで（1級・2級の障害がある場合は20歳になるまで）支給されます。

（注）身体障害者手帳等の等級とは基準が違います。

[遺族厚生年金]

厚生年金の加入者または加入者であった方が一定の要件を満たしながら死亡したときに、生計を維持されていた遺族に支給されます。詳しくは年金事務所にお問い合わせください。

◎各制度の主な問い合わせ先は、裏表紙をご覧ください。

しごと のこと



公共職業安定所

- マザーズハローワーク横浜
子育てと仕事の両立を支援します。
(キッズコーナー 保育士資格のある安全監視員が配置されています)
※雇用保険業務の各種手続き並びに求人受付業務は終日行っておりません。
西区北幸1-11-15 横浜STビル16階
☎410-0338 FAX316-5420
- ハローワーク港北(青葉・港北・都筑・緑区)
港北区新横浜3-24-6 ☎474-1221 FAX474-0878
- ハローワーク川崎(鶴見区)
川崎市川崎区南町17-2 ☎044-244-8609 FAX044-233-4343
- ハローワーク戸塚(泉・栄・瀬谷・戸塚区)
戸塚区戸塚町3722 ☎864-8609 FAX864-7291
- ハローワーク横浜南(金沢区)
金沢区寺前1-9-6 ☎788-8609 FAX782-9087
- ハローワーク横浜
(旭・磯子・神奈川・港南・中・西・保土ヶ谷・南区)
中区本町3-30 ☎663-8609 FAX201-6284
- ハローワークプラザよこはま
西区北幸1-11-15 横浜STビル1階 ☎410-1010

就労相談・支援

区・福祉保健センター

職業訓練校

- 横浜市中央職業訓練校
中区山下町253 職能開発総合センター内
☎664-6825

母子家庭自立支援給付金事業

区・福祉保健センター

公共職業安定所(ハローワーク)では、専門のスタッフが就職についての相談や指導(アドバイス)を行い、適性や希望にあったお仕事への職業紹介を行っています。

母子家庭等就業・自立支援センター

- 横浜市母子寡婦福祉会 ☎227-6337
中区常盤町3-24 サンビル8階

母子家庭等の方を対象に、職業紹介(利用料無料)や就労支援セミナー、就職に関する相談や情報提供を行っています。

関係機関

女性の就労に関する各種講座・相談を行っています。

- 男女共同参画センター横浜(戸塚区) ☎862-5050(代表)
- 男女共同参画センター横浜南(南区) ☎714-5911(代表)
- 男女共同参画センター横浜北(青葉区) ☎910-5700(代表)

母子家庭の母及び父子家庭の父(原則、児童扶養手当受給者)の就労の相談に応じます。就労支援員が、一人ひとりに合わせた就労支援計画を作成し、きめ細やかに求職活動を支援します。

技術を習得し、就職しようとする意欲のある母子家庭の母、または、生活保護受給者が応募できます。

訓練科目は、2か月のパソコン基礎科(ビジネス知識・パソコン基礎)、3か月のOA経理科(商業簿記・パソコン技能)、介護・医療事務OA科(介護事務・医療事務・パソコン技能)、6か月のCAD製図科(製図基礎・パソコンを使った2・3次元図面作成技能)の4科目で、授業料は無料です。(その他、離職中の一般求職者が対象の訓練科目もあります。)

(1) 母子家庭自立支援教育訓練給付金

適職に就くために必要な技能や資格を取得するため、指定された教育訓練講座を受講した場合、受講前に申請された方に費用の2割相当額(上限10万円)が支給されます。(所得制限があります。)

(2) 母子家庭高等技能訓練促進費

看護師等の経済的自立に効果的な資格を2年以上修業して取得しようとしている場合、生活費が支給されます。また、入学支援修了一時金が修了後に支給されます。(所得制限があります。)

すまい 施設

公営住宅 [市営住宅・県営住宅]

- 横浜市住宅供給公社市営住宅課
☎451-7777
- 一般社団法人かながわ土地建物保全協会公営住宅部公営住宅課
☎201-3673

住宅に困っている母子・父子世帯に対して、公営住宅の入居者募集の際に当せん率を3倍程度優遇しています。募集時期は毎年4～5月と10～11月頃です。

横浜市民間住宅あんしん入居

- 区・福祉保健センター
- 横浜市住宅供給公社住まい・まちづくり相談センター
☎451-7763

家賃等の支払能力があるものの保証人がいないために、民間賃貸住宅への入居が難しいひとり親家庭等の方が、保証人がいなくても入居できるよう支援します。

母子生活支援施設

区・福祉保健センターこども家庭（障害）支援課

18歳未満の子どもを養育している母子家庭で、様々な事情から支援を必要としている場合に、子どもと一緒に入所できます。日常生活や就労、子育て等の支援を行っています。

この『ひとり親家庭のしおり』は、母子家庭、父子家庭および寡婦の方々に関連する福祉制度のあらましについてまとめたものです。詳細については、それぞれの担当部署にお問い合わせください。

■各区福祉保健センターの主な問い合わせ先電話番号（市外局番は045）

青葉区	☎978-2457 FAX978-2422	港南区	☎847-8458 FAX845-9809	戸塚区	☎866-8467 FAX866-8473
旭区	☎954-6173 FAX951-4683	港北区	☎540-2320 FAX540-2426	中区	☎224-8171 FAX224-8159
泉区	☎800-2413 FAX800-2513	栄区	☎894-8959 FAX893-3083	西区	☎320-8469 FAX290-3422
磯子区	☎750-2435 FAX750-2540	瀬谷区	☎367-5703 FAX367-2943	保土ヶ谷区	☎334-6353 FAX333-6309
神奈川区	☎411-7113 FAX324-3702	都筑区	☎948-2321 FAX948-2309	緑区	☎930-2432 FAX930-2435
金沢区	☎788-7772 FAX788-7794	鶴見区	☎510-1768 FAX510-1897	南区	☎743-8276 FAX714-7989

■各区社会福祉協議会の問い合わせ先電話番号（市外局番は045）

青葉区	☎972-8836	港南区	☎841-0256	戸塚区	☎866-8434
旭区	☎392-1123	港北区	☎547-2324	中区	☎681-6664
泉区	☎802-2150	栄区	☎894-8521	西区	☎450-5005
磯子区	☎751-0739	瀬谷区	☎361-2117	保土ヶ谷区	☎341-9876
神奈川区	☎311-2014	都筑区	☎943-4058	緑区	☎931-2478
金沢区	☎788-6080	鶴見区	☎504-5619	南区	☎260-2510

横浜市こども青少年局こども家庭課	☎671-2390 (FAX681-0925)	〒231-0017	中区港町1-1
横浜市母子寡婦福祉会	☎663-4188 (FAX227-6338)	〒231-0014	中区常盤町3-24 サンビル8階
横浜市社会福祉協議会	☎201-8616 (FAX201-1620)	〒231-8482	中区桜木町1-1